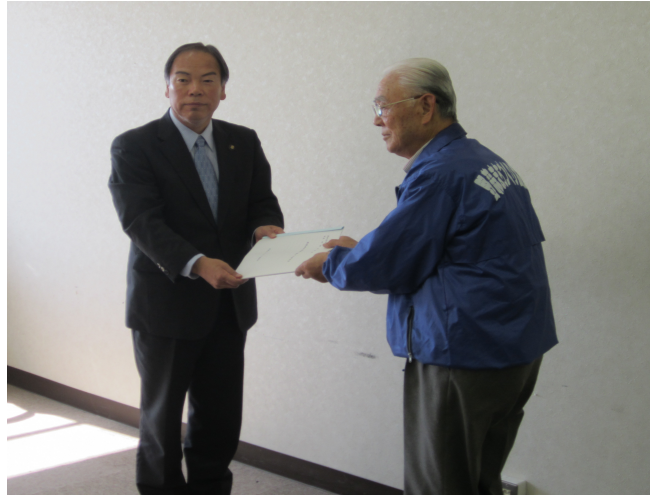


野蒜復興新聞

野蒜まちづくり協議会 東松島市へ提言書提出

10月16日野蒜まちづくり協議会10名で東松島市役所において、阿部秀保市長に提言書を提出しました。この提言書（裏面に記載）には今年7月から野蒜地区住民へ参加を呼びかけ、4つの班（復興班、産業振興班、教育施設班、医療福祉班）に分かれ延べ21回の話し合いの場をもつて計画したものです。今後市役所やその関係者など具体的な復興まちづくり計画の細を詰めていくことになりわけですが、その計画に地域としての思いや考えを取り入れていたたまき、住民が主体となつてまちづくりを実現して



野蒜まちづくり協議会の齋藤壽朗会長より阿部秀保市長に提言書が提出されました

けるよう、この提言書を提出しました。この提言書がそのまま復興計画になるわけではありません。今後地域住民と市役所関係者との協議の場をもちながら、復興まちづくりを実現、促進していきます。また11月には新しい協議会の設立の計画もは、野蒜地域の跡地利用計画だけでなく、集団移転先の土地利用計画をより具体的に住民と市関係者、専門家の間に協議していくためのものです。今後の具体的な予定も決まります。皆さまのご参加をお待ちしております。

野蒜まちづくり協議会の各メンバーからは提言書へ込めた思いを話していただきました。地「提言を生かして、地域のコミュニケーションを大事にしたまちづくりをしてほしい」「東松島市には千人規模の人が暮らすことができる文化施設を地へこの新しい集団移転誘致してもらいたい」「集団移転先のコミュニティ形成策定にお



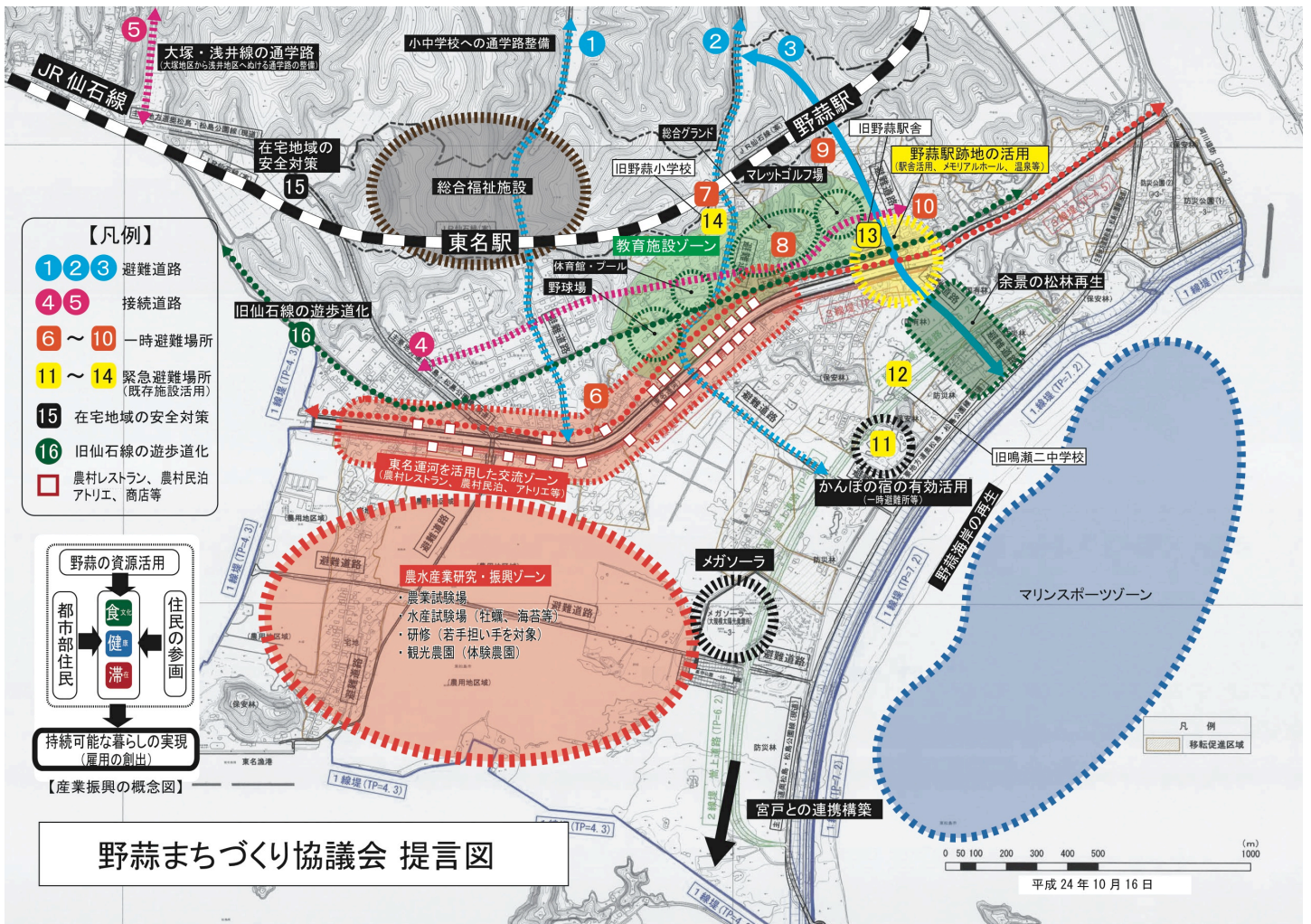
野蒜まちづくり協議会の各メンバーから提言書への説明

ん、関係者と声を大にける半がはでの市たいしたおりの中ケいては、実施した363アンにして、また議会と一緒提言の52%の方が旧行政区で出している計画と重なる部分もあるが、実現に必要は県や国と協議が必要は今後も意見を聞きながら市民協働のまちづくりの継続

提言書

復興班	産業振興班	教育施設班	医療福祉班
<p>1. 緊急時避難道路の整備 (編番号①②③④⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> 野蒜地区住民(含む野蒜海岸)からの緊急避難道路として、提言図で示した 縦①②③(南北)3本、横④(東西)1本の整備をする。道路形態二車線+歩道、JR 仙石線とは立体交差。縦③道路は中下地区へ車で移動出来るものとする。 大塚地区から浅井地区へ抜ける道路⑤は二車線に拡幅舗装する。 <p>2. 市指定避難場所の設定及び整備 (編番号⑥⑦⑧⑨⑩)</p> <ul style="list-style-type: none"> 野蒜地区在住住民の一時避難場所として、提言図で示した5ヶ所(⑥⑦⑧⑨⑩)を選定(最終は各行政区別に決定する)しました。つきましては、市指定避難場所の設定及び整備(標識板等)をする。古い標識の撤去も同時実施。 <p>3. 集団移転先のコミュニティ形成の提言(アンケート集計結果要約)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧行政区別での集団移転方法も選択肢に加えるようにする。(参考) 8月下旬の野蒜地区集団移転説明会の参加者のアンケート集計結果、363人中52%の方が「旧行政区別の団地形成」を望んでいます。旧行政区別集団移転の方法事例として、旧行政区に居た方がグループ単位で同一地区に移転(仙台市にて計画中:住宅敷地区画、公営住宅区画、内のある一定の区画を指定) <p>4. 津波防災区域内の避難場所の設置 (編番号⑪⑫⑬⑭)</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波防災区域内にある「かんぼの宿」と「鳴瀬二中」JR 野蒜駅舎、「野蒜小学校」の建物を整備して緊急避難場所とする。 <p>5. 在宅地域の安全対策 (編番号⑮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県道奥松島公園線の路面の補修を要望する。 野蒜地区住民(まちづくり協、防犯防災部会、野蒜防犯協会)で月4回 青色回転灯付き車で野蒜地区及び野蒜地区仮設住宅をパトロールしているところがあるが、震災関連の大型バス、大型ダンプ、トレーラー等がこの道路を多数通過するようになり、震災による路面段差で走行振動が大きく、周辺の住宅への振動さらに交通事故発生が懸念されるので、住宅地帯を重点に路面の補修をする。隣の松島町は平成24年9月再度実施している。 防犯灯の増設 在宅住民宅がまばらとなっており、夜間に暗いところが多くなっている。 <p>6. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> JR 仙石線の2015年度以前の倒れし全面復旧 防波堤(2線堤、3線堤)の丁張(サンプルとして)の設置 東日本大震災で野蒜地区内の主な場所への「津波到達場所(または高さ)表示板」の設置。 	<p>1. 松林と運河のある街づくり (編番号①)</p> <ul style="list-style-type: none"> 野蒜まちづくりのテーマを「松林と運河のある街」とし、野蒜海岸の再生、余景の松林の再生のため松を植林し、また運河を活用して地域内外の人たちが交流していく魅力的な空間を形成していく。 <p>2. 運河を活用した観光振興 (編番号②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ウォーターフロントの計画のような、運河ヘボートや遊覧船を走らせ嵯峨嵐渓りなどを実施していく。また運河沿いには宿泊施設を設置し、運河を利用した滞在型の観光地としてのまちづくりを目指していく。 <p>3. メインとなる商業施設の誘致(編番号③)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧野蒜駅周辺へかんぼの宿のような以下の機能を提供できる大規模な施設を建設し、そこを観光の拠点とし周辺へ商業施設を誘致していく。 <ul style="list-style-type: none"> 大規模施設(かんぼの宿のような) 道の駅構内(上品の郷のような) 農家レストラン 農業漁業体験学習施設 温泉施設 つりばり <p>4. 野蒜海岸の再開とスポーツ施設の整備 (編番号④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 野蒜海岸の清掃と整備を実施し、もう一度マリンスポーツとして産業振興を推進するため、野蒜海岸を再利用する。また跡地を活用し年間を通して利用できるマレットゴルフ場の整備をする。 <p>5. 農業産業研究・振興ゾーン (編番号⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> 野蒜住民の雇用を確保していくために、地域資源を最大限に活用していく。具体的には、洲崎地区の農用地区域を農水産業研究・振興ゾーンとし、以下のような関連する施設整備を図っていく。 <ul style="list-style-type: none"> 農業・水産試験場(牡蠣や海苔など) 観光農園(体験農園) 牡蠣小屋や地場産業施設 	<p>1. 小中学校と中学校の施設完了の早期実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して子育て世代に暮らしてもらうために、早急に子供たちの教育環境の充実を図る必要がある。また、小中学校の仮設校舎での教育環境の不備を解消するため早期完成を目指し野蒜地区集団移転先への小学校、浅井地区丘陵部への中学校の両施設の検討体制の構築を図り、施設の早期実現を推進していく。なお、施設検討にあたっては、子育て世代のニーズを反映していくものとする。 <p>2. 小中学校と中学校への通学路の整備 (編番号⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校の移転新設に伴い、安全な通学路を確保する必要がある。新東名地区から中下地区へ向ける新東名・大茂倉線①をそのまま直線に延長し、建設予定の中学校まで続く通学路を整備する。また、大塚地区から浅井地区へ向ける大塚・浅井線⑤を通学路とし整備する。 <p>3. 小中学校と中学校を木造構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 温もりのある環境の中で伸び伸びとした子供に育ってもらうために、小中学校は地場材を活用した木造校舎としたい。木造校舎は、地域のシンボルになるようなデザインとする。 <p>4. 運動公園と教育施設再建 (編番号⑦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災前に利用されていたハウスのような運動公園と教育施設の機能を野蒜に維持していくことが、環境未来都市で示されているような魅力的な野蒜のまちづくりを実現するために欠かせない。以下に必要なと思われる施設を列記する。 <ul style="list-style-type: none"> 文化施設(千人規模の文化施設を移転先へ) 保育園/幼稚園 野球場 総合体育館(バスケット/卓球/ハンドボール/バドミントン) 陸上競技場に併設したサッカー場とラグビー場 マレットゴルフ場 テニスコート プール 農業漁業体験学習施設 	<p>1. 診療施設の早期設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在も野蒜地区には従来の土地・家屋で生活している市民が多数いる。一方で診療施設や病院等は津波にて流失してしまっている。現在の野蒜地区は無医村状態となっている。住民の健康維持管理、安全・安心の確保を目的として高台移転地域を含む新しい野蒜ができるまでの措置として、診療施設又は巡回医療等による医療サービスの早期復帰を要望する。なお、早急に対応することを念頭に、亀岡地区センター等の既存施設の再利用を検討する。 <p>2. 診療所及び総合福祉施設の設置 (編番号⑧)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい野蒜における住民の利便性を踏まえ、現在計画されているJR 仙石線東名駅周辺に診療施設と高齢者福祉、子育て支援等を担う総合福祉施設を隣接する形で設置する。 <p>3. 介護施設の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災前に野蒜地区で活動を行っていたやすらぎ会に野蒜での再開を働きかける。そのため、復興部会において設置場所等を検討し、早期の再開ができるように検討・協力を図っていく。 <p>4. 公園施設の設置 (編番号⑨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供たちの遊び場、高齢者の憩いの場として旧 JR 仙石線を遊歩道として整備すると共に、遊歩道に併設する形で公園施設の設置を要望する。公園施設は遊歩道に隣接する形で、車道とは距離を置くことにより、子供たちの安全の確保を図る。 <p>5. 緊急時避難経路及び避難場所の設置及び周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい野蒜ができるまでの措置として、現在の在宅生活者等に向けた緊急時の避難経路及び避難場所の検討を行うとともに市民への周知を要望する。先般の8月31日に発生したフィリピン沖地震による津波警報の際にも、市民はどの経路を通り、どこに避難するべきかわからず困難を極めた。早急に現在の状況に即した避難経路及び避難場所の設置が必要である。

提言図



[テキストの入力]

[テキストの入力]

[テキストの入力]